## 令和元年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 市民生活部市民協働課

施設名	弘前市清水交流センター
施設の設置目的	世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図るため。
所在地	弘前市大字大開二丁目1番地2
指定管理者名	清水交流センター管理運営委員会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

### 1 事業計画の実施状況

施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね適正な管理運営が実施されている。

また、毎月2回全職員によるミーティングを開催し、施設運営の検討、職員間の情報共有を行い、施設の維持管理に努めている。

#### 2 自主事業の実施状況

利用者の増加を図るため、毎年度、継続して自主事業を実施している。

令和元年度は、センター利用者のアンケートから要望が多かった「簡単なおやつ作り」(参加者20人)、「やさしくできる手芸」(2回開催、参加者10人)、「農家のかっちゃの漬け物教室」(参加者30人)の3事業を実施した。

#### 3 市民サービス向上のための取組状況

快適な利用のため、開館時間前と閉館時間前に必ず清掃を行うほか、細部を確認し、必要に応じて清掃するなど、環境美化を行っている。

公平かつ効率的な施設利用のため、予約回数の多い団体に別日への変更を打診するなど、予約の調整を図っている。

#### 4 市民ニーズの把握の実施状況

アンケート調査により利用者からの意見を集めており、利用者の意見、希望を反映した自主事業を実施している。

#### 5 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)

令和元年度の利用許可件数は3,160件、利用者数は52,682人となっており、前年度と比較すると、件数は減少したが、利用者数は上回る数値となっている。

(参考:平成30年度 利用許可件数 3,208件、利用者数 47,166人)

#### 6 指定管理業務の収支状況

施設の管理に支障がないよう経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。

### 7 実地調査の結果

施設内外の維持管理、各種書類の作成・保管の整理、経理の状況等適正に実施されていた。

### 8 成果指標の達成度

利用件数・・・目標件数3,232件に対し、利用許可件数が3,160件のため、達成度は97.7% 利用者数・・・目標利用者数47,613人に対し、利用実績者数が52,682人のため、達成度は110.6%

## 9 評価

### (1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	В	自主事業を積極的に行い、利用者の要望 には充分こたえている。利用者が公平に 活動できるように予約を受けている。	利用者への応接マナーは, より向上に努める。
施設の管理	В	開館前の清掃及び見回りをする。閉館時の館内見回り・施錠は2名でダブル確認をしている。 塗料の剥離が見られた藤棚下ベンチ(2基)と屋外ベンチ(2基)は、職員が修繕をした。数年前に作成した駐車場の手作り看板も新しく耐久性のある看板表示とした。	設備の安全利用に努める。
経理の状況	A	毎月の収支は確実に執行できている。	予算執行の把握をより強 めていく。
団体の財務状況	В	特に無し。	特に無し。

## (2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	Α	平等な利用を図るための予約調整 や、利用者の希望を反映した自主事 業を積極的に実施するなど、適正な施 設運営を実施している。	今後も、適正な運営に努 めていただく。
施設の管理	Α	施設内外の環境美化や維持管理を徹底している。また、個人情報や文書等 の管理も適切に管理している。	今後も、適正な管理に努 めていただく。
経理の状況	В	経費削減に努めながら、計画的な予 算執行に努めている。	今後も、適正な経理に努 めていただく。
団体の財務状況	В	安定した経理的基盤を有している。	今後も、安定した財務状 況を維持していただく。

# 【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

# 【評価の基準】

А	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
В	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
С	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないもの があるもの

## ※「団体の財務状況」の評価基準

В	問題がない
С	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する